

介護福祉士等修学資金貸付制度について

- 平成23年度第3次補正予算において、被災した学生を対象に貸付要件を緩和し、被災学生全員を貸付対象に出来るよう介護福祉士等修学資金の積み増しを行った。
- また、平成24年度予算案においては、実務者研修受講者を貸付対象に追加する予定。

	従来からの制度	平成23年度第3次補正予算	平成24年度予算(案)
予算額 補助率等	・200億円の内数(平成23年度予算)・1/2 ・320億円(平成20年度第2次補正予算)・10/10 (セーフティネット事業費補助金)	16.6億円・3/4 (セーフティネット事業費補助金)	従来からの制度の予算で対応
貸付対象	・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 <u>優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に必要性が認められる学生(都道府県が具体的基準等を設定)</u>	被災県等における ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 <u>今般の震災により被災した学生全員を想定(従前の貸付要件で選定されなかった学生も含む。)</u>	実務者研修受講者を追加
実施主体	都道府県、都道府県が適当と認める団体	都道府県が適当と認める団体	「従来からの制度」と同じ
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	同左	一人当たり20万円
貸付利子	無利子	同左	同左
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	同左	同左
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	同左	左記②について、 <u>法人における人事異動等の場合や、東日本大震災の被災3県で従事した場合に、都道府県区域外でも返還免除とするよう緩和</u>

※現段階の改正案であり、今後変更があり得る。

新旧対照表

介護福祉士等修学資金の貸付けについて（平成5年5月31日厚生省社援発164号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

改正後	改正前
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 修学資金貸付けの対象となる者は、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第二号若しくは第三号又は第40条第一号から第三号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者、及び法第40条第2項第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「実務者養成施設等」という。）に在学する者とする。</u></p> <p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 貸付期間は、<u>養成施設等又は実務者養成施設等に在学する期間とする。</u></p> <p>2 貸付額は、<u>養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては、200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算する</u></p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第二号若しくは第三号又は<u>第39条第一号から第三号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者とする。</u></p> <p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。</p> <p>2 貸付額は、<u>月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。</u></p>

ことができるものとする。

第5～第7 (略)

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等又は実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に、修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県で貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合も含む。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には参入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する法人における人事異動等、本人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県外で従事した期間については、当該業務従事期間

第5～第7 (略)

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には参入しない。）これらの業務に従事したとき。

<p><u>に参入して差し支えない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9 返還</p> <p>修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する自由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。</p> <p>2 <u>養成施設等を卒業した者にあつては、当該養成施設等を卒業した日から1年以内に、実務者養成施設等を卒業した者にあつては、当該実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかつたとき。</u></p> <p>3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなつたとき。</p> <p>4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなかつたとき。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第9 返還</p> <p>修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。</p> <p>2 <u>当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかつたとき。</u></p> <p>3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなつたとき。</p> <p>4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。</p>
--	--

<p>第10 返還の債務の履行猶予</p> <p>1 当然猶予</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該実務者養成施設等を卒業後、介護福祉士国家試験の受験資格を 取得するために就労しているとき。(就労は3年を限度とする。)</u></p> <p>第11～第14 (略)</p>	<p>第10 返還の債務の履行猶予</p> <p>1 当然猶予</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11～第14 (略)</p>
--	--

※現段階の改正案であり、今後変更があり得る。

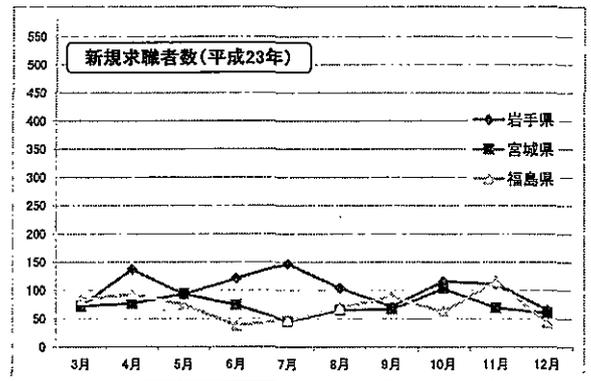
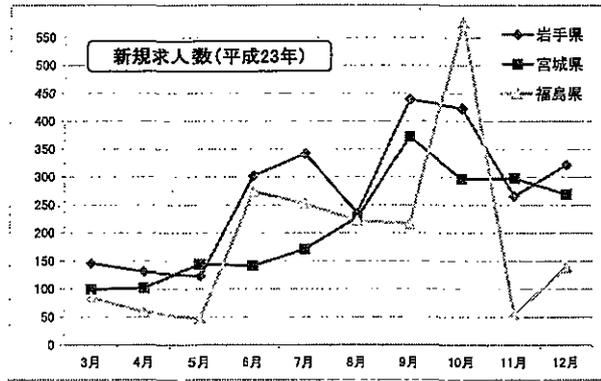
新 旧 対 照 表

介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について（平成5年5月31日社援施第69号各都道府県知事あて厚生省社会・援護局長通知）

改正（案）	改正前
<p>1 貸付事業の実施主体について （略）</p> <p>2 貸付対象者について</p> <p>（1）貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。</p> <p>ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の区域の養成施設等（要綱第3に規定する養成施設等（<u>実務者養成施設等を含む。</u>）をいう。以下同じ。）に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県の区域において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。</p> <p>なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県等」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。</p> <p>（2） （略）</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>1 貸付事業の実施主体について （略）</p> <p>2 貸付対象者について</p> <p>（1）貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。</p> <p>ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の区域の養成施設等（要綱第3に規定する養成施設等をいう。以下同じ。）に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県の区域において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。</p> <p>なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県等」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。</p> <p>（2） （略）</p> <p>3～10 （略）</p>

被災3県の求人・求職動向

(資料出所)福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	146	131	123	302	342	235	439	423	266	322
宮城県	99	101	144	141	171	227	372	296	298	269
福島県	85	99	48	274	252	222	216	577	55	139
全国計(被災3県除く)	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412	15,894	13,855

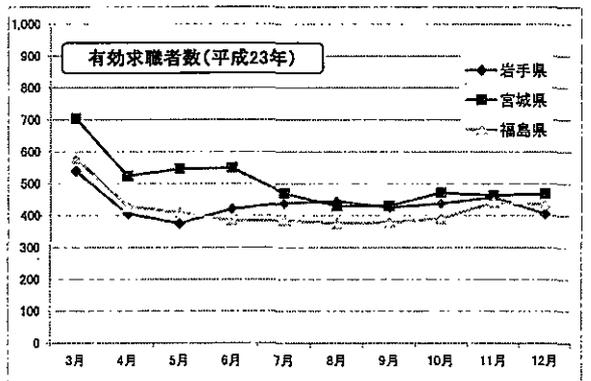
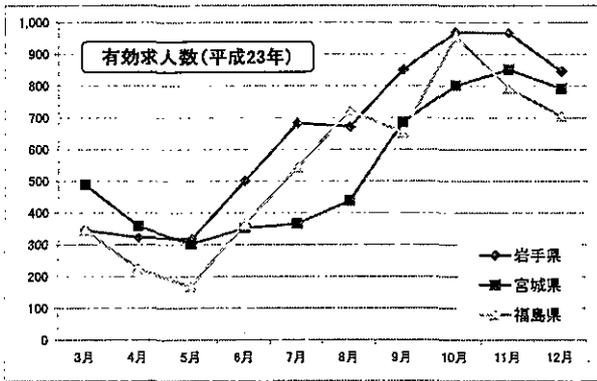
新規求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	72	137	93	121	147	104	72	116	111	66
宮城県	72	77	94	74	45	65	67	103	69	60
福島県	84	93	75	38	47	69	89	62	116	43
全国計(被災3県除く)	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421	5,033	4,136

新規求人数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	178	113	83	237	122	110	305	194	195	203
宮城県	165	135	68	88	143	107	138	213	178	106
福島県	60	64	40	89	231	93	128	232	65	130
全国計(被災3県除く)	9,128	7,983	8,088	10,626	12,036	11,450	11,960	12,955	14,346	11,736

新規求職者数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	119	136	75	115	102	102	150	159	89	73
宮城県	125	141	78	85	130	62	89	90	123	78
福島県	120	176	88	146	84	87	95	63	105	60
全国計(被災3県除く)	5,737	6,047	4,936	4,831	5,529	5,411	4,550	4,670	4,667	4,271

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-16.0%	15.9%	48.2%	27.4%	180.3%	113.6%	43.9%	118.0%	36.4%	58.6%
宮城県	-40.0%	-25.2%	111.8%	60.2%	19.6%	112.1%	169.6%	39.0%	67.4%	153.8%
福島県	41.7%	-7.8%	20.0%	207.9%	9.1%	138.7%	68.8%	148.7%	-15.4%	6.9%
全国計(被災3県除く)	25.4%	31.5%	42.6%	31.1%	26.4%	28.4%	34.1%	19.0%	10.8%	18.9%

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-39.5%	0.7%	24.0%	5.2%	44.1%	2.0%	-52.0%	-27.0%	24.7%	-9.6%
宮城県	-42.4%	-45.4%	20.5%	-12.9%	-65.4%	4.8%	-24.7%	14.4%	-43.9%	-23.1%
福島県	-30.0%	-47.2%	-14.8%	-74.0%	-44.0%	-20.7%	-6.3%	-1.6%	10.5%	-28.3%
全国計(被災3県除く)	-13.7%	-9.9%	-6.4%	10.1%	-6.9%	7.6%	0.3%	-5.3%	7.8%	-3.4%



有効求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	346	323	319	501	682	671	851	970	967	846
宮城県	489	359	302	352	366	437	685	801	852	791
福島県	347	226	168	366	543	723	653	957	793	704
全国計(被災3県除く)	36,503	30,946	29,340	33,558	38,000	40,549	42,334	42,310	43,327	41,607

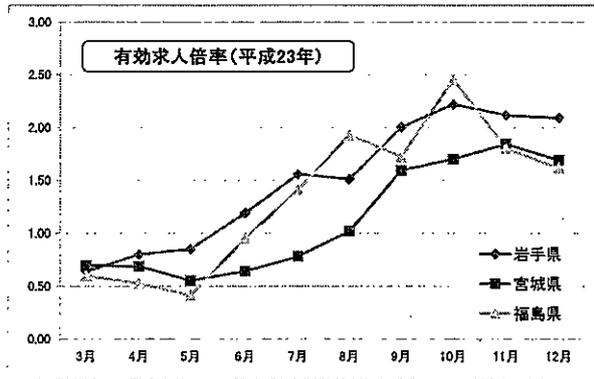
有効求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	539	405	375	420	438	444	425	437	457	405
宮城県	704	524	546	549	469	429	430	471	462	468
福島県	579	428	408	384	385	375	379	390	441	435
全国計(被災3県除く)	31,299	28,394	26,430	26,582	25,384	26,638	26,870	28,855	27,458	27,528

有効求人数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	342	310	294	408	389	398	489	538	585	444
宮城県	385	335	261	239	271	304	335	409	486	471
福島県	261	199	138	179	338	387	407	389	400	338
全国計(被災3県除く)	26,465	22,213	21,375	24,215	28,121	30,990	32,422	33,056	35,966	35,446

有効求職者数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	522	452	504	403	406	424	469	549	527	578
宮城県	778	623	600	618	644	603	587	572	617	616
福島県	602	550	561	656	664	660	634	594	626	606
全国計(被災3県除く)	31,219	28,970	27,541	27,529	27,955	28,294	30,023	30,340	30,975	31,041

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	1.2%	4.2%	8.5%	22.8%	75.3%	68.6%	74.0%	80.3%	65.3%	90.5%
宮城県	27.0%	7.2%	15.7%	47.3%	35.1%	43.8%	104.5%	95.8%	75.3%	67.9%
福島県	33.0%	13.6%	21.7%	104.5%	60.7%	86.8%	60.4%	146.0%	98.3%	108.3%
全国計(被災3県除く)	37.9%	39.3%	37.3%	38.6%	35.1%	30.8%	30.6%	28.0%	20.5%	17.4%

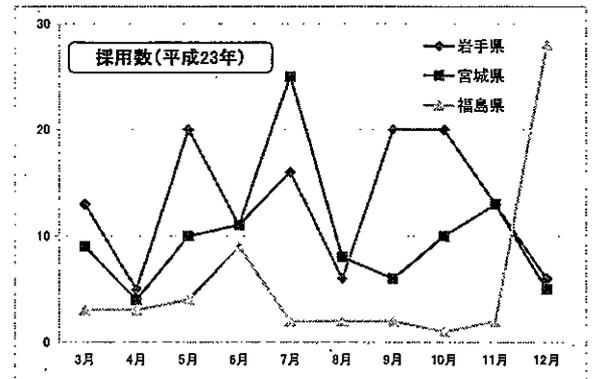
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	3.3%	-10.4%	-25.6%	4.2%	7.9%	4.7%	-9.4%	-20.4%	-13.3%	-29.9%
宮城県	-9.5%	-15.9%	-9.0%	-11.2%	-27.2%	-28.9%	-26.7%	-17.7%	-25.1%	-24.0%
福島県	-3.8%	-22.0%	-27.3%	-41.5%	-42.0%	-43.2%	-40.2%	-34.3%	-29.6%	-28.2%
全国計(被災3県除く)	0.3%	-2.0%	-4.0%	-3.4%	-9.2%	-9.1%	-10.5%	-11.5%	-11.4%	-11.4%



有効求人倍率(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22	2.12	2.09
宮城県	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70	1.84	1.69
福島県	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45	1.80	1.62
全国計(被災3県除く)	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58	1.58	1.51

有効求人倍率(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.66	0.69	0.58	1.01	0.96	0.94	1.04	0.98	1.11	0.77
宮城県	0.49	0.54	0.44	0.39	0.42	0.50	0.57	0.72	0.79	0.76
福島県	0.43	0.36	0.25	0.27	0.51	0.59	0.64	0.65	0.64	0.56
全国計(被災3県除く)	0.85	0.77	0.78	0.88	1.01	1.06	1.08	1.09	1.16	1.14

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-2.0%	16.3%	45.8%	17.8%	62.5%	61.0%	92.0%	126.5%	90.6%	171.9%
宮城県	40.4%	27.4%	27.2%	65.8%	85.4%	102.1%	179.1%	137.8%	134.1%	121.0%
福島県	38.2%	45.6%	67.4%	249.3%	177.1%	228.8%	168.4%	274.7%	181.4%	190.2%
全国計(被災3県除く)	37.6%	42.1%	43.0%	43.5%	48.8%	43.9%	45.9%	44.6%	35.9%	32.5%



採用数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6
宮城県	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5
福島県	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28
全国計(被災3県除く)	1,522	839	708	520	563	677	679	780	762	937

採用数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	28	17	5	14	6	8	11	8	17	14
宮城県	22	17	9	5	7	7	3	8	7	13
福島県	9	6	5	3	2	3	2	3	0	7
全国計(被災3県除く)	1,292	770	581	630	549	517	614	683	810	722

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-53.6%	-70.6%	300.0%	-21.4%	166.7%	-25.0%	81.8%	150.0%	-23.5%	-57.1%
宮城県	-59.1%	-76.5%	11.1%	120.0%	257.1%	14.3%	100.0%	25.0%	85.7%	-61.5%
福島県	-66.7%	-50.0%	-20.0%	200.0%	0.0%	-33.3%	0.0%	-66.7%	-	300.0%
全国計(被災3県除く)	17.8%	9.0%	21.9%	-17.5%	2.6%	30.9%	10.6%	14.2%	-5.9%	29.8%

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成24年2月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 かでる2・7 3F	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5822
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上野2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-223-0408
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都B1F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1F	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成24年2月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-155	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館1F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)5F	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センターあイトピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142